

(参考)改正後全文

老福第145号  
平成2年7月27日

各 

(	都道府県	)	(	民生	)
	指定都市			衛生	

 主管部(局)長 あて

厚生省大臣官房老人保健福祉部老人福祉課長

厚生省健康政策局総務課長

厚生省社会局庶務課長

厚生省社会局更生課長

厚生省児童家庭局障害福祉課長

#### 医療費控除の対象となる在宅療養の介護費用の証明について

保健師、看護師、准看護師その他療養上の世話を受けるために特に依頼した者による療養上の世話の対価については、税法上、従来から医療費控除の対象とされているところである。

したがって、傷病により寝たきり等の状態にある者が、在宅療養を行うため、医師の継続的な診療を受けており、かつ左記1の在宅介護サービスの供給主体又は左記2の訪問入浴サービスの供給主体が、その医師と適切な連携をとって左記3の在宅介護サービス又は左記4の訪問入浴サービスを提供した場合の、その在宅介護サービス又は訪問入浴サービスを受けるために要する費用についても、療養上の世話を受けるために特に依頼した者による療養上の世話の対価と認められ、税法上、医

療費控除の対象となるものであるが、今般、国税庁と協議の上、当該費用に係る証明書の取扱いについて明らかにすることとした。

ついては、傷病により寝たきり等の状態にある者の在宅療養を行うために、左記 1 の在宅介護サービスの供給主体又は左記 2 の訪問入浴サービスの供給主体が、医師と適切な連携をとって左記 3 の在宅介護サービス又は左記 4 の訪問入浴サービスを提供した場合には、左記 1 の在宅介護サービスの供給主体又は左記 2 の訪問入浴サービスの供給主体が左記 5 の証明書を発行するよう貴管内市(区)町村、在宅介護サービス事業者及び訪問入浴サービス事業者等への周知徹底を図られたい。

なお、保健師、助産師、看護師、准看護師が在宅療養のために療養上の世話を行った場合についても左記 5 の証明書を発行するよう周知徹底を図られたい。

また、「在宅介護費用証明書」は、別紙のコピーを使用して証明されたもの又は同様の様式を使用して証明されたものであっても、各税務署窓口において受け付けられることとされているので、その旨の指導も併せて行われたい。

なお、左記 5 に掲げる証明書が発行されていない場合の費用又は左記 1 に掲げる者以外の者の在宅介護サービスに係る費用若しくは左記 2 に掲げる者以外の者の訪問入浴サービスに係る費用であっても、療養上の世話の費用に該当するものは、所得税基本通達七三 六(保健師等以外の者から受ける療養上の世話)により、医療費控除の対象となるので、念のため申し添える。

また、支援費制度下での居宅生活支援サービスの利用者負担額に係る医療費控除の証明書の様式については、新たに左記 5 に「居宅生活支援サービス利用者負担額証明書」を定めたので、周知徹底を図られたい。

介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除については、「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」(平成 15 年 12 月 24 日老発第 1224003 号国税庁課税部長あて老健局長照会)及びそれに対する国税庁回答(平成 15 年 12 月 26 日課個 2-33)によって読み替えられた「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」(平成 12 年 6 月 1 日老発第 509 号国税庁課税部長あて老人保健福祉局長照会)(別添 1)及びそれに対する国税庁回答(平成 12 年 6 月 8 日課所 4-10)(別添 2)によるものとする。

## 記

### 1 在宅介護サービスの供給主体

- (1) 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法の規定により居宅介護を行う指定居宅支援事業者及び基準該当居宅支援事業者
- (2) 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法の規定により短期入所を行う指定居宅支援事業者(ただし、市町村により遷延性意識障害者加算等の加算決定を受けた遷延性意識障害者(児)等又は重症心身障害者(児)に対し医療機関である指定短期入所事業所において短期入所を行う事業者に限る。)
- (3) 介護福祉士の資格を有する者

### 2 訪問入浴サービスの供給主体

平成 15 年 11 月 25 日付障発第 1125001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「訪問入浴サービス事業の実施について」及び平成 15 年 11 月 25 日付障発第 1125001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「訪問入浴

サービス事業の取扱いについて」に基づき、訪問入浴サービスを実施する市町村

### 3 在宅介護サービスの内容

- (1) 食事の介護(買物及び調理を除く。)
- (2) 排泄の介護
- (3) 衣類着脱の介護
- (4) 入浴の介護
- (5) 身体清拭、洗髪
- (6) 通院等の介護その他必要な身体の介護
- (7) 居宅介護
  - ア 身体介護
  - イ 日常生活支援(身体介護に係る部分に限る。)
- (8) 短期入所(ただし、市町村により遷延性意識障害者加算等として加算決定された部分に限る。)

### 4 訪問入浴サービスの内容

身体障害者の居宅を訪問して行う入浴介護サービス

### 5 証明書

- (1) 様式 別紙「在宅介護費用証明書」及び「居宅生活支援サービス利用者負担額証明書」
- (2) 記載者 記1及び2の市町村、事業者等とする。